平成２６年（フ）第１３３０号
神奈川県川崎市多摩区中野島６―２―３―103、住民票上の住所東京都府中市押立町３丁目30―３―402
破産者　曽我　民恵
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３４２号
千葉県船橋市高根台２丁目３―17―408
破産者　松山　昌史
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３５２号
東京都墨田区八広１丁目23―６―203
破産者　服部　正幸
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４２３号
埼玉県川口市西川口２丁目５―２―702
破産者　高橋和香子（旧姓富永）
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４２４号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵１丁目11―４―206、開始決定時の住所神奈川県伊勢原市石田664―２
破産者　森　　章彦
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４９５号
東京都杉並区高円寺南２丁目13―13　アーバンプレイス高円寺南Ａ102
破産者　中村　哲生
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１９７号
東京都昭島市つつじが丘３丁目５番６―201号
破産者　アデック環境管理株式会社
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１９８号
東京都昭島市つつじが丘３丁目５―６―201
破産者　阿部　　剛
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１５９号
東京都渋谷区千駄ケ谷１丁目７番２号
破産者　株式会社美智モード
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１６０号
東京都新宿区若葉２丁目６　大野方
破産者　糸井　正則
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４１５号
埼玉県川口市柳崎２丁目13番18号
破産者　株式会社紀陽陶匠
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４１６号
埼玉県川口市柳崎２丁目24番22号
破産者　山本　眞嗣
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６９０号
千葉県市川市新田２丁目31番26号
破産者　スタート株式会社
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８７１号
神奈川県横浜市戸塚区品濃町字寺前845番地３
破産者　株式会社プラネット
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７６４号
埼玉県三郷市栄１丁目117番地１
破産者　有限会社コマツ
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７８９号
埼玉県戸田市笹目北町12番地13
破産者　有限会社オキヤマ
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７９０号
埼玉県川口市芝高木２丁目13―42
破産者　沖山　和邦
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３２９号
東京都練馬区豊玉中３丁目24―13―202
破産者　安藤吉雄こと　安　　吉雄
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６００号
千葉県大網白里市駒込1186―２―203、住民票上の住所千葉県東金市二之袋555
破産者　桶田美和子
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７３９号
埼玉県加須市川口１丁目12―６
破産者　舩生　クニ
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８２２号
東京都中央区入船１丁目３―１―1203
破産者　小林　正和
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９６号
東京都新宿区新宿２丁目13番10号　武蔵野ビル５階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿２丁目13番10号
破産者　株式会社アーキテック
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部